

空と道がつながる愛知モデル 2030 プロジェクト推進体制規約

(目的)

第1条 この規約は、空と道がつながる愛知モデル2030（株式会社プロドローンにより提案され、革新事業創造戦略に定める革新事業として愛知県が2023年に採択した事業をいう。以下「プロジェクト」という。）の推進体制について、必要な事項を定めるものとする。

(プロジェクトチーム)

第2条 プロジェクトの企画調整や進行管理、情報発信、意思決定を行うため、プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を置く。

- 2 PTは、革新事業創造戦略会議開催要領第6条で規定するワーキンググループとする。
- 3 規約制定当初のPTの構成員は、別表のとおりとする。
- 4 PTを統括するため、PTに座長を置く。
- 5 PTの構成員を新たに追加したいとき、またはPTの構成員から退会させるときは、PTの承認を得なければならない。
- 6 新たにPTのメンバーとなる者は、あらかじめ別紙により誓約書を座長に提出しなければならない。

(タスクフォース)

第3条 座長は、個別の検討事項ごとに取組方策を検討及び立案させるため、タスクフォースを設置することができる。

- 2 前項のタスクフォースを設置または廃止する場合は、PTの同意を得なければならない。
- 3 タスクフォースの構成員は、座長がPTの構成員から選任する。
- 4 前各号に掲げるもののほか、タスクフォースの運営について必要な事項は別に定める。

(アドバイザリーボード)

第4条 プロジェクト推進にあたり、専門的見地や市民・消費者の目線から助言や提言を得るため、アドバイザリーボードを置くことができる。

- 2 アドバイザリーボードのメンバーは座長が推薦し、愛知県経済産業局が委嘱する。

(ネットワークメンバー)

第5条 座長は、プロジェクトの情報共有と事業連携を促進するため、PTのメンバーとは別に、ネットワークメンバーを選任することができる。

- 2 ネットワークメンバーについて必要な事項は別に定める。

(愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム)

第6条 災害時におけるドローン・空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティの利活用を促進することを目的に、愛知県次世代空モビリティ災害対応チームを設置する。

- 2 愛知県次世代空モビリティ災害対応チームについて必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 PTの庶務を処理するために事務局を置き、株式会社プロドローン及び愛知県経済産業局が共管してこれにあたる。

附則

この規約は、2023年5月25日から施行する。

附則

この規約は、2025年3月17日から施行する。

別表

株式会社プロドローン
株式会社ジェイテクト
名古屋鉄道株式会社
株式会社SkyDrive
株式会社テラ・ラボ
VFR株式会社
愛知県

誓約書

私は、「空と道がつながる愛知モデル2030プロジェクトチーム」のメンバーに就くにあたり、下記のことについて誓約します。

記

1 「空と道がつながる愛知モデル2030」(以下「プロジェクト」という。)) の取組を推進するため、法令に反しない範囲で、次の事項について連携し協力します。

- (1) プロジェクトの企画調整に関すること
- (2) プロジェクトの推進に関すること

2 連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩しません。また、プロジェクトが終了した場合、又はメンバーではなくなった場合も、同様とします。

（ 事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。）

3 プロジェクト推進の目的以外の目的で相手方の非公表情報を使用しません。また、プロジェクトが終了した場合、又はメンバーではなくなった場合も、同様とします。

（ 次に掲げる情報は、非公表情報に含まれない。
(1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
(2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
(3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
(4) 法令により開示を求められた情報

署名または記名押印